

下関市教育委員会 12月定例会 資料

令和4年12月23日（金） 16:00～
教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表 P 1

[議案]

- 第45号 教育功労者表彰（篤行表彰）について P 2
- 第46号 令和5年度下関市立幼稚園人事異動方針について P 3
- 第47号 令和4年度下関市立学校教材審査会委員の委嘱について P 5

[報告]

- 下関市生涯学習プラザの臨時休館について P 11
- 土井ヶ浜遺跡発掘調査開始70周年記念・土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム
開館30周年記念プレ企画展「土井ヶ浜遺跡の軌跡」の開催について .. P 12
- 第75回優良公民館表彰の決定について P 14

教育委員会定例会 日程表

令和4年12月23日(金) 16時00分から

下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

第45号 教育功労者表彰(篤行表彰)について

教育政策課

第46号 令和5年度下関市立幼稚園人事異動方針について

学校教育課

第47号 令和4年度下関市立学校教材審査会委員の委嘱について

教育研修課

日程2

【報告事項】

下関市生涯学習プラザの臨時休館について

生涯学習課

土井ヶ浜遺跡発掘調査開始70周年記念・土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム開館30周年記念プレ企画展「土井ヶ浜遺跡の軌跡」の開催について

土井ヶ浜遺跡・
人類学ミュージアム

第75回優良公民館表彰の決定について

生涯学習課

日程3

【その他】

■次回開催予定 令和4年1月25日(水)

R5. 1月							R5. 2月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31					26	27	28				

閉会

下関市教育委員会
議案第45号

教育功労者表彰（篤行表彰）について

上記の議案を提出する。

令和4年12月23日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

教育功労者表彰（篤行表彰）について

下関市教育委員会表彰規則（平成17年教育委員会規則第4号）第7条の規定に基づき、教育功労者（篤行表彰）を下記のとおり決定し、表彰する。

記

氏名	表彰事由
認定特定非営利活動法人 みらいプラネット	市内小学校及び中学校に対し、人権学習啓発図書計1,360冊、総額2,244,000円を寄贈したことによる。

提案理由

下関市教育委員会表彰規則に基づき、教育功労表彰者として決定するため。

下関市教育委員会
議案第46号

令和5年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する

令和4年12月23日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

令和5年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針について

令和5年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針は別紙に定めるところによる。

提案理由

令和5年度人事異動のため

令和5年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針（案）

下関市教育委員会

「夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志」～学びが好きな子ども 学びの街・下関～の実現のためには、教育改革を着実に推進するとともに、各園の組織力を強化し、家庭・地域と連携しながら、教育力の向上を図ることが必要である。

このため、各園において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、特色ある園づくり、学ぶ力や規範意識の芽生えを育む体験活動の充実、特別支援教育推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全市的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各園の教職員については、専門性、現任園の勤務年数及び各園の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。
なお、同一園5年を超える者については、原則として異動を行う。
- 2 園長は、多様な教職経験を有する者で、家庭・地域等と連携・協働して教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある園運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を配置する。
- 3 幼稚園・こども園間の人事交流を推進する。
- 4 特別支援教育の充実に配慮した人材の配置を行う。
- 5 新規採用者については、園の状況等を踏まえ、実践的指導力を高めることができるよう、計画的な配置を行う。

下関市教育委員会
議案第47号

令和4年度下関市立学校教材審査会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和4年12月23日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

令和4年度下関市立学校教材審査会委員の委嘱について

下関市立学校教材審査会規則第3条に基づき、下記のとおり令和4年度下関市立学校教材審査会委員を委嘱する。

記

- 1 委員
別紙「令和4年度下関市立学校教材審査会委員名簿」のとおり
- 2 任期
令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

以上

提案理由

令和3年度委員の任期満了に伴い、令和4年度委員を新たに委嘱するもの。

令和4年度下関市立学校教材審査会委員名簿

(R4.12.3)

	教科	所属	職	氏名	新規
下関商業高等学校	中国語	下関市立大学 〒751-8510 下関市大学町2丁目1番1号	准教授	馬 叢慧	○
	ハングル	下関市立大学 FAX(092)713-3267	准教授	白川 春子	
	素描	東亜大学 〒751-8503 下関市一の宮学園町2-1	教授	川野 裕一郎	
	華道	華道 小原流下関支部 (〒751-0826 下関市後田町5-27-15)	参与	藤井 繁子	
	茶道	茶道 裏千家 (〒751-0009 下関市上田中町5-14-3)	教授	武田 幸子	
	商業	元高等学校教諭(商業科) (下関市後田町4-3-8サンシティ東駅406号)	元教諭	猿田 勲	
小学校	小 体育	下関市立熊野小学校 校長 (下関市小学校校長会副会長)	校長	大田 一夫	○
	小 体育	下関市立吉母小学校 校長 (下関市小学校教育研究会体育部長)	校長	亥川 竜太郎	○
	小 体育	下関市立王司小学校 教務主任	教諭	松本 晶代	
	小 体育	下関市立清末小学校 体育主任	教諭	浦岡 裕輔	○
	小 体育	下関市立王喜小学校 体育主任	教諭	上杉 望美	○
	小 体育	下関市立夢が丘中学校 校長 (下関市中学校教育研究会保健体育部長)	校長	永久 剛	

○ 任期 令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

下関市立学校教材審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号。以下「設置条例」という。）第3条の規定に基づき、下関市立学校教材審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(審査会が調査審議する教材)

第2条 設置条例別表に定める、審査会が調査審議する教材は、下関市立小学校及び中学校管理規則（平成17年教育委員会規則第18号）第11条及び下関市立高等学校管理規則（平成23年教育委員会規則第2号）第11条に規定する教材とする。

2 審査会は、別に定める下関市立学校教材審査基準に照らして教材の審査を行うものとする。

(委員)

第3条 委員は、教育関係者、学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 特別な事由のために会議に出席できない委員は、審査票の提出をもって表決することができる。この場合において、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(分科会)

第7条 特別の事項を研究するために必要があるときは、審査会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、会長が指名する委員をもって構成する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、教育部教育研修課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、その他審査会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

下関市立学校教材審査基準

平成 17 年 2 月 13 日制定

下関市立小学校及び中学校管理規則第 11 条並びに下関市立高等学校管理規則第 11 条に基づき、学校が教科書の発行されていない教科または科目の主たる教材として、児童または生徒に使用させる教科用図書（準教科書）は、次に掲げる基本条件に沿った教材であって、しかも該当学校の児童または生徒に使用させることが緊要であり、かつ、保護者の経済的負担が十分考慮されたものでなければならない。

1 基本条件

(1) 我が国の教育の目的との一致

教育基本法及び学校教育法の目的と一致し、これに反するものではないか。

例えば、平和の精神、真理と正義の尊重、個人の価値の尊重、自主的精神の養成などの教育目的と一致し、これに反するものではないか。

(2) 立場が公平であること。

① 政治や宗教について、特定の政党や特定の宗教に偏った思想、題材を取り扱い、また、これによってその主義や信条を宣伝したり、あるいは非難したりしているようなところがないか。

② 当該教科・科目の指導目標にそっているか。

2 附帯条件

(1) 内容

① 内容は、現行の指導要領にそっているか。

② 内容は、正確であり信頼できるか。

③ 内容は、現代の進歩に応じているか。

(2) 児童・生徒の発達への適応

① 児童または生徒の心身の発達に適応しているか。

② 児童または生徒の生活・経験・興味に適応しているか。

③ 児童または生徒の個人差に応ずる幅はあるか。

(3) 組織配列

① 配列は適切であるか。

② 他教科との関連はよく考えられているか。

③ 分量は適切であるか。

④ 区分は適切であるか。

⑤ 挿絵、写真、図表などは、適切に用意されているか。

⑥ 有効に使用できるように、工夫されているか。

(4) 表現

① 表現は、適切であるか。

② 学術用語や度量衡などは、適切であるか。

③ 漢字・仮名づかい・ローマ字つづりは、適切であるか。

(5) その他

① 文字の大きさ・行間・字間などは、適切であるか。

② 余白や欄わくなどは、適切であるか。

③ 印刷は、鮮明であるか。

附則

この基準は、平成 17 年 2 月 13 日から施行する。

○下関市附属機関設置条例（抜粋）

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数
教育委員会	下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会	下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置について、必要な事項を調査審議すること。	13人以内
	下関市立小学校及び中学校通学区域審議会	下関市立の小学校及び中学校の通学区域の設定及び改廃に関する事項について、調査審議すること。	15人以内
	下関市教育支援委員会	下関市立の小学校又は中学校に就学しようとする者及び在学する児童又は生徒で、障害があるもの又はあると思われるものの教育支援について、必要な事項を調査審議すること。	30人以内
	下関市立学校教材審査会	下関市立の学校において使用する教育委員会の承認を要する教材について、調査審議すること。	12人以内
	下関市いじめ重大事態調査委員会	下関市立学校におけるいじめの重大事態に係る事実関係を明確にするために必要な事項を調査すること。	10人以内
	下関市青少年補導センター運営協議会	下関市青少年補導センターの運営について調査協議し、及び下関市青少年補導委員の候補者を推薦すること。	20人以内
	下関市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進及び振興について、必要な事項を審議すること。	10人以内
	下関市立図書館運営協議会	下関市立図書館の管理及び運営のあり方その他図書館行政について、調査審議すること。	10人以内

下関市生涯学習プラザの臨時休館について

下関市生涯学習プラザについて、下記のとおり臨時休館とすることとしたので報告いたします。

記

1. 臨時休館とする日

令和5年2月24日（金）

※下関市立中央図書館は定例の休館日（設置条例第3条第1項第3号）

2. 臨時休館とする理由

下関市生涯学習プラザの指定管理者である公益財団法人下関市文化振興財団の申し出により、中央図書館を含む施設全体の消防用設備の保守点検を、消防法に基づき実施するため。

【参考】

（1）下関市生涯学習プラザの設置に関する条例（抜粋）

（休館日）

第4条 プラザの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めたときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

（2）下関市立図書館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

（1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）

（2）12月29日から翌年1月3日までの日

（3）1月から11月までの各月の最終金曜日（その日が休日の場合は、その日の前日）及び12月28日

2 前項の規定にかかわらず、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

土井ヶ浜遺跡発掘調査開始70周年記念・土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム開館30周年記念プレ企画展「土井ヶ浜遺跡の軌跡」の開催について

土井ヶ浜遺跡発掘調査開始70周年記念・土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム開館30周年記念プレ企画展「土井ヶ浜遺跡の軌跡」の開催について報告いたします。

記

1. 企画展の名称

土井ヶ浜遺跡発掘調査開始70周年・土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム開館30周年 企画展「土井ヶ浜遺跡の軌跡」

2. 趣旨・内容

2023年（令和5年）に土井ヶ浜遺跡は、発掘調査開始70年の節目を迎えます。また、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムが開館して30年目の記念の年です。土井ヶ浜遺跡の発掘調査によって、土井ヶ浜遺跡が弥生時代の埋葬遺跡であることが全国的に周知され、弥生人の顔・かたちが明らかになりました。また、2000年以上前の弥生時代の埋葬習俗や人々の暮らしの様子もわかってきました。

人類学ミュージアムが開館して30年間、土井ヶ浜遺跡や周辺遺跡等の発掘調査、国内外の古人骨の調査研究をおこない、これら発掘調査の成果や人類学研究全般にわたる様々な内容を紹介してきました。

今回の企画展では、この土井ヶ浜遺跡発掘調査開始から70周年、開館30周年を記念して、土井ヶ浜遺跡における発掘調査の長い歴史を紹介し、研究調査の成果から明らかになってきた弥生時代の人たちの土井ヶ浜での暮らしなどを紹介します。

（展示品）

- ・出土遺物（土器、南海産貝製腕輪、マガキガイ製指輪、管玉）
- ・土井ヶ浜弥生人骨、岡山県津雲貝塚縄文人骨、ほか約80点

3. 会期

2022年（令和4年）12月6日（火）～2023年（令和5年）3月12日（日）

4. 会場

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム 企画展示室
（下関市豊北町神田上891-8）

5. その他

詳細は別紙（チラシ）

第75回優良公民館表彰の決定について

文部科学省より、下記のとおり被表彰館として決定したとの発表がありましたので、報告いたします。

記

1 趣旨

公民館やその他の公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらした活動を行い、その活動成果を生かして、人づくり・まちづくり・地域づくりに大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。

2 被表彰館

(1)施設名

下関市立吉母公民館

(2)概要

「本州最西端の地・毘沙の鼻」「旅する蝶アサギマダラの飛来地」「日本最古の恐竜足跡化石発見の地」などの地域資源を活用したまちづくり、吉母小学校を利用した「吉母ふれあいまつり」の開催による学社融合の教育実践、地域で子どもを見守り児童・高齢者の居場所づくり「地域ふれあい活動」等の活動を行っている。

3 表彰式

(1)日時 令和5年2月3日(金) 10:30～11:30

(2)場所 文部科学省東館3階 第一講堂